



生活環境情報

No. 13

●犬を飼う上の注意点

- ①放し飼いは絶対にしない
放し飼いをすると、人に迷惑をかけることがあります。すべての人が犬好きとは限りません。

飼い主がきちんと制止することができるよう、放し飼いは絶対にしないでください。

※飼い犬の放し飼いは県条例により禁止されています。

●犬に関する届出

犬を飼う場合、市役所で犬の登録を行う必要があります。登録をすることで、飼い犬がなくなってしまった時等に、飼い犬が保護された時に、犬が飼い主のもとに帰れるように手助けすることができます。生後90日以上の犬を飼っていて、まだ登録していない人は、早めに登録を行ってください。また、飼い犬が亡くなつたときや、住所を変更した場合も届出が必要です。窓口で手続きを行ってください。

◆平成22年度春季大掃除を実施します

市民一人ひとりが、土地や建物を清潔に保つことを意識し、日常の清掃では手の届かないところや、地域の共同清掃を行うことにより、清潔で快適な生活环境をつくるため、春季大掃除を実施します。

実施期日 4月18日(日)

※町内会によつて実施日が違うところもありますので、自分の町内会に確認してください。

◆秋田ビューティフルサンデー

秋田県では4月11日(日)を「あきた・ビューティフル・サンデー」、4月を「あきた・クリーン強調月間」として、雪解け後の身近な環境のクリーンアップを呼びかけています。

みんなで声をかけあって、自宅の周りなど、身近な場所をきれいにし、気持ちよく春を迎えましょう。

「若年者納付猶予制度・学生納付特例制度」とは?

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、所得が少ない若年層(20歳代で学生以外)の方や学生が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなりことや、不慮の事故等により障害が残つてしまつた場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

●ポイント1

学生:本人の所得のみで判定します。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象となる20歳代の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合は、本人の所得のみで判定します。そのため、世帯主の所得がない20歳代の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります。

学生:本人の所得のみで判定します。そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象となる場合は、本人の所得のみで判定します。そのため、世帯主の所得がない場合は、本人の所得がない場合は、本人と配偶者の所得を審査

▼手続きに必要なもの

- ▽年金手帳
- ▽印鑑
- ▽学生証の写しか在学証明書原本(学生納付特例申請の場合)
- ▽学生納付特例の申請で、前年に所得がある方は、所得証明書(源泉徴収票等)

問合先

本荘年金事務所(旧本荘社会保険事務所)
市民課国保年金班

金浦市民サービスセンター
市民課国保年金班

43・7500
32・3032
24・1114
38・4300

新刊情報

市立図書館「こぴあ」

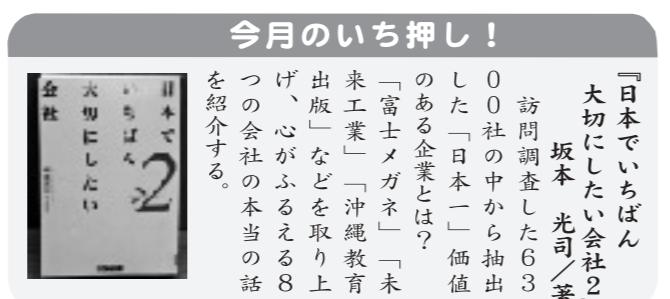
☎ 32-4100

読み聞かせボランティアいぶき:毎月第2土曜日10:30~11:00

象潟公民館図書室

☎ 43-2229

朗読ボランティアいづみ:毎月第4土曜日10:00~11:00



今月のいち押し!

『日本でいちばん大切にしたい会社2』
訪問調査した63社の中から抽出された「日本一」価値のある企業とは?「富士メガネ」「未出来工業」「沖縄教育出版」などを取り上げ、心がふるえる8つの会社の本当の話を紹介する。

◆セーフティロードにかほ
新入学児童・園児を交通事故から守りましょう
一人ひとりが子どもたちの交

問合先 生活環境課

☎ 32-3033

にかほ市内の交通事故発生状況

『事故は一瞬、後悔は一生』です。交通ルールとマナーを守り、交通事故を起こさないよう、遭わないように気をつけましょう。

	3月中の事故	平成22年累計
人身事故	4件	15件
死者数	0人	0人
負傷者数	4人	16人
物損事故	32件	111件